西原町ごみ分別表（事業系）

令和7年4月1日現在（改訂版）

事業系ごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において事業者が処理責任を持つと定められております。事業系ごみの正しい処理と減量・資源化にご協力ください！（分別されていないごみは、収集も自己搬入もできません。）

分別して町指定袋に入れて出してください。

町指定資源ごみのごみ袋は廃止になりました。
市販の透明袋を利用してください。

資源ごみ

紙　類

出し方
- 分別後ひもでしばる
- 袋には入れない
- 雨などで濡らさない

雑がみ

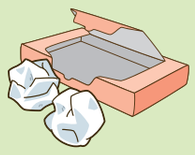

OA 用紙

コピー用紙・コンピュータ用紙等

新聞

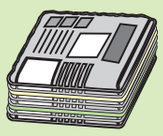

チラシ

段ボール

雑誌

カタログ・パンフレット・週刊誌・書籍・ノートなど冊子になっているもの

※ビニール・フィルム等ははがしてください。

同じ種類の紙ごとに分別して集めるのがポイント

- 大きさが名刺程度を越える紙は、ほとんどがリサイクル可能とされています。
- できる限り同じ種類の紙ごとに分別して集めることにより、幅広くリサイクルされます。

資源化できない紙類はもえるごみへ
- 防水加工紙　・写真
- カーボン紙　・感熱紙
- 紙テープ
- ビニールコート紙など

か　ん

- 軽く水洗いしてスチール缶・アルミ缶に分別しましょう。

ペットボトル、びんのキャップ・ラベルは必ずはずしてください。

ペットボトル

- キャップをはずして、軽く水洗いして出してください。

※金属製のキャップはもえないごみへ
※プラスチック製のキャップはもえるごみへ
※なるべくつぶして入れてください

びん

- キャップをはずして軽く水洗いして色ごとに分けてください。

無色

茶色

その他

※たばこなどの異物が入っているとリサイクルできません。

もえるごみ

生ごみ

※生ごみは、水切りをしてから出してください。

資源化できない紙

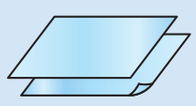

ビニールコート紙

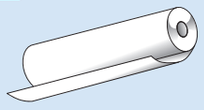

感熱紙（FAX 用紙）

紙くず

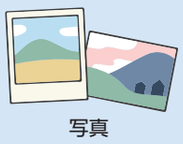

写真

合成袋（ビニールコーティング）

伝　票

裏カーボン紙（伝票等）

紙コップ・プラコップ

領収書

ノーカーボン紙（領収書等）

プラスチック類

弁当・カップめんの容器

レジ袋・菓子袋

- 従業員の飲食によって排出されたものに限る。
- 事業活動に伴って排出されるプラスチック類は産業廃棄物になります。

危険ごみ　もえないごみ

事業系不燃ごみは産業廃棄物となり、町では回収できません。産業廃棄物処理業者へ処理を依頼するか、または自ら産業廃棄物処理施設へ搬入してください。詳しくは下記をご覧ください。

ごみについてのお問い合わせ　西原町役場　環境安全課　☎098-945-5018

事業系ごみについて

事業系ごみとは営利・非営利に関わらずあらゆる事業活動に伴って発生するごみのことで、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。

- 廃棄物
  - 家庭系ごみ
  - 事業系ごみ
    - **事業系一般廃棄物**
      ※産業廃棄物以外の事業系ごみ
      例 事務所から出る紙くず等
    - **産業廃棄物**
      例 事務所から出た家電製品（金属くず）、蛍光灯（ガラスくず）等
      建物の建築等に伴って発生した紙くず、木くず等

- **事業系ごみのうち法律で規定されている下記の21種類が産業廃棄物です。町で処理できるのは「事業系一般廃棄物」だけです。**

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、※紙くず、※木くず、※繊維くず、※動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、※動物のふん尿、※動物の死体、ばいじん、※動物系固形不要物、上記19種類の廃棄物を処分するために処理したもの（※＝業種指定あり）、輸入された廃棄物（航行廃棄物、携帯廃棄物を除く）

このようなものが産業廃棄物になります（例）

町では処理できません。下記以外の産業廃棄物についても同様です。

蛍光管・電池類

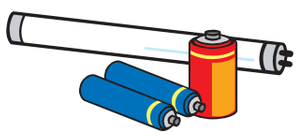

一斗缶類

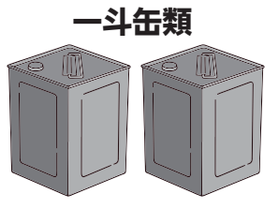

タイヤ

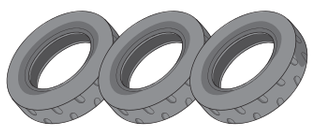

事業所から出た電化製品

スチール机・ロッカー・キャビネット

建設廃材

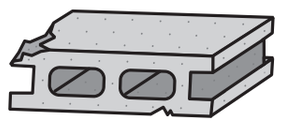

スプレー缶

バッテリー

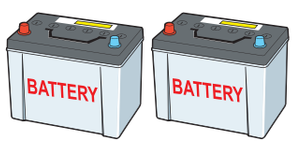

業務用パソコン

OA 機器

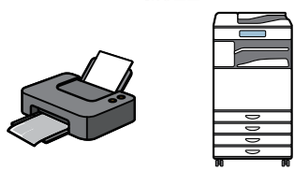

家電 5 品目

発泡スチロール

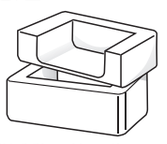

事業活動に伴い生じたもの

食料品製造業等から排出される動植物性残さ（生ごみ）

※産業廃棄物処理業者については、沖縄県のホームページにてご確認ください。

自己搬入について

東部環境美化センターへ直接持ち込み（自己搬入）もできます（有料）。
分別されていないごみは搬入できませんので、ごみの分別を徹底してください。

■受付時間　8時30分～11時30分、13時～16時30分　月～土（こどもの日、勤労感謝の日、年始（1/1 ～ 1/3）、暴風警報発令時を除く。）
■ごみ処理手数料　10kgあたり100円　※令和7年4月1日現在の金額です。手数料が変更となる場合があります。
自己搬入の際は、指定ごみ袋は不要です。無地の透明袋を使用し、他市町村の指定袋は使用しないでください。
※自己搬入できないごみもありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ　西原町役場 環境安全課 ☎098-945-5018　　東部環境美化センター ☎098-946-3014

事業系ごみ収集運搬許可業者

新　垣	090-8764-4511
玉那覇	090-9780-3828
城　間	098-945-0688
下　地	098-946-7162